

2018年7月号 (Vol. 2)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

(編集責任者：弁護士 荒井 正児)

今月のトピック

1. 改正商法における旅客運送人の損害賠償責任の減免に関する特約の扱い
2. IR 整備法の成立

1. 改正商法における旅客運送人の損害賠償責任の減免に関する特約の扱い

I. はじめに

平成 30 年 5 月 18 日、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（以下「改正商法」といいます。）が成立しました。商法は明治 32 年（1899 年）に制定されましたが、商法のうち運送・海商に関する部分は、現在に至るまで、実質的な改正がされていませんでした。改正商法は、運送法制の現代化・条文の現代語化を目的としています。観光ビジネスと関係が深い旅客運送についても、人命尊重の理念や消費者保護法制等を踏まえて一部改正が行われています。今回は、改正商法で新たに規律された旅客運送に関する法制度のうち、実務上の影響が想定される旅客運送人の損害賠償責任の減免に関する特約の扱いについてご紹介します。

II. 旅客運送人の損害賠償責任・免責特約の禁止

改正前商法は、陸上運送と海上運送を分けて規律し、また航空運送についての規律を欠いていました。改正商法は、第 8 章「運送営業」の第 1 節「総則」において、陸上・海上・航空運送を統一的に規律し（改正商法 569 条）、旅客運送についても、陸上・海上・航空による旅客運送を統一的に規律しています（改正商法 589 条～594 条）。

このうち、旅客運送人の損害賠償責任について、改正商法 590 条は、改正前商法 590 条 1 項と同じく、旅客が運送のために受けた損害について、旅客運送人は、「運送に際し注意を怠らなかつたこと」を証明しなければ、賠償する責任を負うとしています。

その上で、改正商法 591 条 1 項は、人命尊重の観点から、旅客の生命又は身体の侵害による旅客運送人の損害賠償責任を免除し、又は軽減する特約を無効としています。これにより、損害賠償を請求する旅客の立証責任を加重したり、旅客に賠償すべき損害の上限額を定めたりする特約は無効になります。従前においても、損害賠償責任を減免する特約は、消費者契約法 8 条又は 10 条により無効となる余地がありましたが、改正商法 591 条 1 項は、①故意・重過失の有無等を問わず、一律に減免特約を無効としており、

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

また②消費者契約法が適用されない場合（社内旅行や修学旅行など、旅客運送人と事業者が契約を締結する場合）にも適用されるという点で、一層、旅客の保護を進めたものといえます。

他方、この規律を適用除外とする場合も規定されています。まず、運送の遅延を主たる原因とする損害賠償責任の減免特約には適用されません（改正商法 591 条 1 項かつこ書）。これは、列車等の遅延は頻繁に発生しうるものであるところ、運送遅延を理由とする健康障害等の場合にさえ免責が一切認められないとしては旅客運送人に酷であると考えられたからです。また、①大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき、②運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うときにも適用されません（改正商法 591 条 2 項 1 号、2 号）。実務上、大規模災害の発生時に、被災者や記者、ボランティア等を輸送する場合、あるいは輸送中に健康に支障が生ずる可能性のある妊婦や病人等を輸送する場合には、旅客運送人の損害賠償責任を減免する旨の誓約書を交わすことがことがあるところ、このような誓約書の効力を認めないこととすると、旅客運送人が運送の引受けを躊躇して、真に必要な運送サービスが行われなくなる可能性があることを考慮したものです。ただし、改正商法 591 条 1 項が適用されない場合においても、旅客運送法制の改正の際の議論を踏まえると、消費者契約法 8 条又は 10 条ないし民法 90 条が適用されて、減免特約が無効となる可能性はあるといえます。

Ⅲ. おわりに

近年、産業分野として大きな広がりを見せている観光ビジネスの中で、鉄道事業やバス事業、格安航空会社（LCC）を含む航空事業など、旅客運送事業は重要な役割を果たしています。他方で、大規模震災時における被災者の輸送手段の確保、過疎地域における交通網の整備等、公共インフラとしての旅客運送の必要性も再認識されるに至っています。旅客運送事業の側面から観光ビジネスに携わっている事業者、また今後参入しようとしている事業者としては、改正商法で新たに規律された旅客運送人の損害賠償責任の減免に関する特約の扱いを含む旅客運送のルールについて正確な知識を持ち、自社においても約款や業務運営において何らかの対応が必要になることはないかを慎重に検討する必要があるといえます。

アソシエイト 高宮 雄介
☎ 03-6266-8744
✉ yusuke.takamiya@mhjapan.com
アソシエイト 松本 亮孝
☎ 03-5223-7742
✉ ryoko.matsumoto@mhjapan.com

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2. IR 整備法の成立

I. はじめに

本ニュースレターでは、平成 28 年 12 月 26 日に施行された特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆる「IR（Integrated Resort）推進法」。以下、「推進法」といいます。）及び平成 30 年 7 月 27 日に公布された特定複合観光施設区域整備法（以下、「整備法」といい、推進法と併せて「IR 関連法」といいます。）の概要並びに現在想定される主な法的論点についてご紹介します。

II. IR 関連法の概要

1. IR（特定複合観光施設）、推進法及び整備法の位置づけ

IR（特定複合観光施設）とは、カジノ施設と、①国際会議場施設、②展示施設等、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした講演等による観光の魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとされています（整備法 2 条 1 項）。そのため、対象施設は、カジノ施設に限られず、いわゆる MICE と呼ばれる会議場や研修旅行、展示会・イベントに供する宿泊施設等の「観光の振興に寄与すると認められる」施設一体を指します。

推進法は、IR 区域の整備の推進に関する基本法であり、基本方針として、カジノ施設の設置及び運営に関する規制（推進法 10 条）等を掲げるほか、カジノ管理委員会、納付金等、特定複合観光施設区域整備推進本部について規定しています。もっとも、その内容のほとんどは、先日成立した整備法等によって具体的に規律される建付けとなっています。

整備法では、後述の通り、IR 区域制度、カジノ規制、入場料・納付金制度を定めています。同法は、公布の日から起算して 3 年を超えない政令で定める日から施行される予定です。

2. 特定複合観光施設（IR）区域制度概要

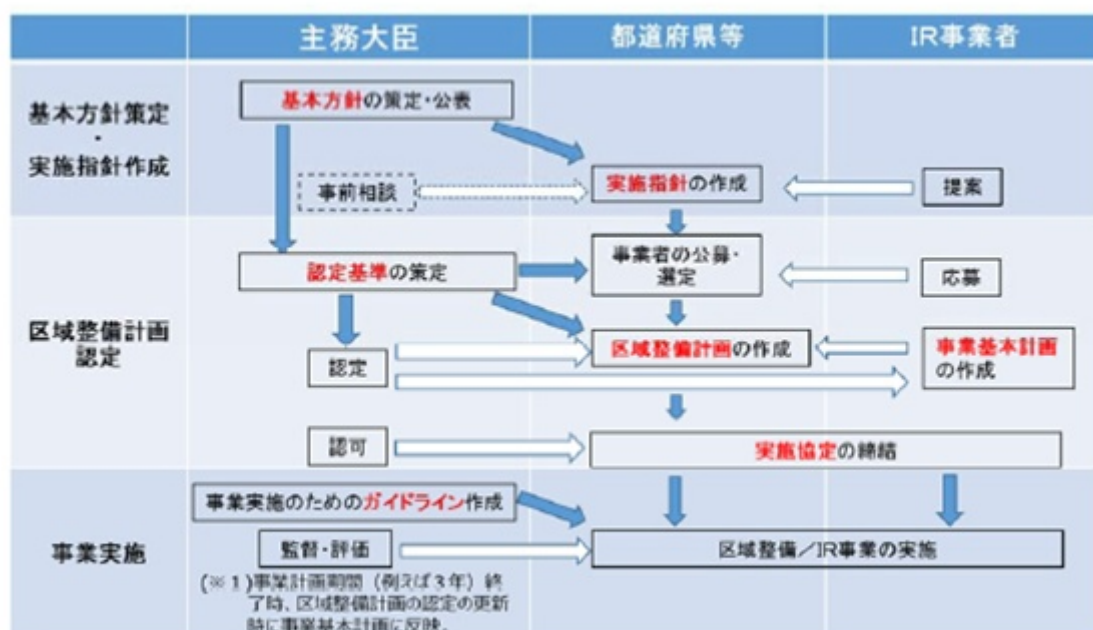
日本国内で IR 事業を行うには、その区域整備計画の認定（有効期間 10 年・更新可）を受けることが必要です。認定を受けられる IR の区域数は、IR 施設の国際競争力やギャンブル依存症の予防の見地から、3 か所までとされています（整備法 9 条 11 項 7 号）。

区域整備計画の申請・認定等も含めた事業開始までの主なプロセスは、下表記載の通りとなります。具体的には、国土交通大臣による基本方針の作成→IR を希望する都道府

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

県又は政令市（都道府県等）による実施方針の策定→IR事業者の公募・選定→都道府県等及び選定されたIR事業者による区域整備計画の共同作成・国土交通大臣への認定申請→国土交通大臣による区域整備計画の認定→認定を受けた都道府県等及びIR事業者による実施協定の締結→国土交通大臣による実施協定の認可となります（整備法5条乃至15条）。IR事業者は、当該認可を受けた後、当該実施協定に従い、IR事業を行います（整備法15条1項）。

（事業開始までの手続のイメージ）



（※2）主務大臣は実施指針の作成、区域整備計画の作成等に係る事前相談体制を整備。

3. カジノ規制

IR事業者がカジノ事業を行うためには、前述の認定に加え、後述する「カジノ管理委員会」の免許（有効期間3年・更新可）を受ける必要があります。免許で認められたカジノ行為区画で行う、免許で認められた種類及び方法のカジノ行為については、明文で刑法185条（賭博）及び186条（常習賭博及び賭博場開張等図利）は適用しないこととされています（整備法39条）。

また、その他のカジノ事業関係者（議決権又は持分5%以上の主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、カジノ管理委員会による免許・許可・認可制とされています（整備法58条、124条、136条、143条）。したがって、これらの立場でカジノ事業に関わる当事者も、かかる許認可を受ける必要があります。

各IR施設におけるカジノ施設は1つに限定されるほか、カジノ行為区画のうち面積

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

制限の対象部分及び上限値を政令等で規定することとされています（カジノ行為が行われる面積がIR施設の延床面積の3%以内とすることが考えられています）（整備法41条1項7号）。

さらに、カジノ事業者には、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（本人・家族申告による利用制限を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）を行うこととされています（整備法40条2項）。

また、日本人の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限し（整備法69条4号・5号）、本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付けています（整備法70条）。20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止することとし（整備法173条）、カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付けています（整備法69条）。

カジノ事業の一環として、専らチップの交換のための、顧客の金銭移動に係る為替取引、預かり業務、貸付業務、両替業務、またこれらに附帯する業務（特定金融業務）を行うことも認められているものの、履行保証金の供託等の保全措置その他の厳格な規制が存在します（整備法76条以下）。

さらに、カジノ事業の免許を受けたIR事業者が、他の業者にカジノ事業を業務委託することは原則として認められておらず（整備法93条）、カジノ事業者が締結する契約についても厳格な規制があり、カジノ行為粗収益（GGR）額に基づき算出される金額を支払う契約の締結は禁止されるほか、カジノ事業に係る契約を始めそれ以外にも業務委託、資金調達、施設賃貸契約の締結についてはカジノ管理委員会の認可を受けることが必要とされています（整備法94条）。したがって、カジノ事業者とこれらの契約を締結しようとする者は契約内容に一定程度の制限がかかる可能性があります。

このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等についても所要の規制が定められています。

4. 入場料・納付金等

日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課することとされています（整備法176条、177条）。

また、カジノ事業者に対し、国庫納付金（①GGRの15%及び②カジノ管理委員会経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGRの15%）の納付を義務付けています（整備法192条、193条）。

政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策等特定の施策に必要な経費に充てるものとされています（整備法231条、232条）。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

5. カジノ管理委員会

カジノ事業者に対する監督機関として、内閣府の外局に「カジノ管理委員会」が設置される予定です。同委員会は、独立した強い権限を持ち、カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収および立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等を行うほか、財務・非財務事項について、金融機関の担当者等に対しヒアリングや立ち入り検査等を行う「背面調査」を実施する権限を有しています（整備法 196 条以下、213 条以下）。

Ⅲ. 懸念される問題点

1. ギャンブル依存防止対策、青少年の健全育成

ギャンブル行為への依存や青少年への影響に関する懸念については、ゲーミングに触れる機会の限定、誘客時の規制、厳格な入場規制、カジノ施設内での規制、相談・治療につなげるまでの取組について等の議論がされています。これらの点に関連して、ギャンブル依存症の発生等の防止の観点から、国・地方公共団体・国民・医師、ギャンブル関連事業者等の責務として、ギャンブル依存症の発生等の防止に最大限の配慮をする旨やその間の連携協力等について定められた「ギャンブル等依存症対策基本法」も成立しています。

また、整備法において、青少年の健全育成の観点から、特に保護の要請が強い未成年者について、広告・勧誘の内容、場所、方法等に関し十分な注意を払うことが前提とされており、厳格な本人確認と入場規制によりこの点を担保することが予定されています。

2. マネーロンダリング対策

マネーロンダリングその他の不正な行為を防止し、カジノ事業の健全な運営を確保する必要があります。そのためには、暴力団等反社会的勢力との関係を断つ要請がより一層強くなるといえます。

現在日本では FATF 勧告に規定されたマネーロンダリング対策（顧客の本人確認（取引時確認）、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等）について、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」といいます。）において対応し、FATF 勧告により対策を講じることとされた事業者に対して、これらの措置を義務付けています。カジノ事業についても、同法の規制対象に加え同様な規制を行ったうえで（改正犯収法 2 条 2 項 40 号、別表）、さらに整備法においてより厳格な規制がされています（103 条乃至 105 条）。

3. IR 区域整備計画の更新の不確実性

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

IR 区域整備計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して、10年とされていません（整備法10条1項）。制度上、更新も可能であり、更新後の有効期間は5年とされていますが、都道府県の首長の同意・議会議決及び立地市町村の首長による同意等が必要とされます（整備法10条4項、9条8項・9項）。そのため、当該都道府県等の首長の変更や議会の多数派の変更等により、更新が認められない可能性もゼロではありません。そのような場合には、区域整備計画認定日から10年でIR事業の継続を断念せざるをえないため、IR事業開始前の段階から、投下資本の回収可否等については、かかるリスクを想定した慎重な検討が必要とされると思われます。

IV. おわりに

現在日本における国家成長戦略の一環として、IRが位置づけられ、またその見込まれる経済規模の大きさから、様々なステークホルダーが注目する分野であると思われます。既にIRを導入しているシンガポールに目を向けると、2か所のIR施設の開発により計約1兆円の民間投資を実現させ、観光を飛躍的に伸ばしているとの報告もあります。

他方で、IR事業は、その性質や規模、関連する事業の多様性等から、カジノ事業に限らず多様かつ複雑な法的論点や問題を含んでいます。

IR事業を行う事業者、その関係者、取引先等には、かかる法的問題点・論点に対処するだけでなく、非常に高い廉潔性が求められているといえ、今後成立する関連法令のみならず事業を行う上で生じる諸問題についても細心の注意を払っていく必要があります。

オフ・カウンセル 佐伯 優仁
☎ 03-6266-8523
✉ masahito.saeki@mhmjapan.com
アソシエイト 水口 あい子
☎ 03-6266-8740
✉ aiko.mizuquchi@mhmjapan.com
アソシエイト 堀 裕太郎
☎ 03-5223-7722
✉ yutaro.hori@mhmjapan.com

NEWS

- 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所または当事務所の弁護士名を騙った遺産相続を名目とする詐欺事件に関する情報が寄せられました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800 (総合案内) (9時00分～17時00分)

E-mail: mhm_info@mhmjapan.com

▶ **ベトナム・ホーチミンオフィス開設許可取得のお知らせ**

当事務所は、本年4月30日に発表したとおり、ベトナム政府当局に対してホーチミンオフィス開設の申請を行っていましたが、この度、ベトナム政府当局より正式な許可を取得いたしましたので、ご報告いたします。当事務所のホーチミンオフィスは、本年8月に開設され、本格的な業務を開始する予定です。

ホーチミンオフィスには、パートナーの江口拓哉弁護士が駐在することに加え、アソシエイトの西尾賢司弁護士が常駐いたします。江口弁護士は、コーポレート／M&Aを中心に、コンプライアンスや紛争解決の各分野において専門性を有するとともに、特にアジア・中国案件について豊富な経験を有しております。

ホーチミンオフィスでは、ベトナムの現地から、当事務所がこれまで培ってきたベトナム案件のノウハウに基づく質の高いリーガルサービスを提供し、さらにサービスの質を向上させていきたいと存じます。また、ホーチミンオフィスに駐在する日本人及びベトナム人弁護士は、東京・大阪・名古屋・シンガポール・バンコクをはじめとする各拠点のベトナム案件に豊富な経験を有する弁護士と一体となって、クライアントの皆様をサポートいたします。

当事務所は、依頼者が最も重要な問題に直面した場合、最も複雑な課題を抱えた場合、最も迅速な解決が必要となった場合、まず頼りにされ、コンタクトされる法律事務所であり続けること（依頼者の Firm of Choice であること）を目標としております。当事務所は、この目標に向かい、今後とも、東京・大阪・名古屋・福岡・北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ジャカルタ、そして新たに加わるホーチミンの各拠点及び全弁護士の総力を結集して、アジア全体でのニーズ、グローバルなニーズにも対応できる体制をますます充実させることにより、依頼者の Firm of Choice であり続けられるよう、事務所一丸となって取り組んでまいります。何卒宜しくようお願い申し上げます。

平成30年7月

森・濱田松本法律事務所

(本件に関するお問合せ先)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

森・濱田松本法律事務所 広報

Tel: 03-6212-8304

Email: mhm_info@mhmjapan.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com